

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
10. 国際協力			
(1) 国際的な取組への参加	10-(1)-1	我が国が平成19(2007)年に署名した障害者権利条約については、これまで、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定等、その批准に向けた取組が進められてきたところであり、これらの環境整備の進展も踏まえ、早期締結を目指し、必要な手続を進める。	外務省 ○我が国は、条約の署名以降、障害者に関する国内施策のより一層の充実を求める障害者団体等の意見や、国会における議論なども踏まえ、まずは条約が求める義務の実施に止まらない集中的な障害者制度改革を進めることとし、こうした改革・充実が一通りなされたことを受けて、平成25年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で条約の締結が承認された。
	10-(1)-2	障害者施策は国際的な協調の下に行われることが必要であり、国連や地域の国際機関等、国際的な非政府機関における障害者のための取組に積極的に参加する。	外務省 ○国連においては、人権理事会、国連第3委員会等で障害者に関連する決議が定期的に提出され、我が国としてもその趣旨に賛同し、可能な限り共同提案国として協力している。また、国際的な障害者団体によるイベント等への政府からの出席、日本人参加者への支援、共催、後援等を通じてこれらの取組に参加している。 ○地域においては、我が国は障害者への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すため、1992年にアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の場において「アジア太平洋障害者の10年」を提唱し、障害者施策を実施してきた。2013年からの「第3次アジア太平洋障害者の10年」にも共同提案国として参加し、行動計画である「仁川戦略」が採択された。新戦略においても国連や地域の国際機関等と連携し、取組に参加することとしている。
	10-(1)-3	平成25(2013)年から10年間の「アジア太平洋障害者の十年(2013-2022)」について、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)事務局や他加盟国と十分に連携しながら、域内の障害分野における国際協力に積極的に取り組む。	外務省 ○仁川戦略ゴール7にある防災や災害対策における障害者への配慮を実現するため、ESCAPとともに、障害者に配慮した防災に関するアジア太平洋地域会合を開催することを決定し、日本における開催と会議費用の財政支援を行った。
(2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等	10-(2)-1	「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)に基づき、政府開発援助の実施に当たっては、相手国の実情やニーズを踏まえるとともに、障害者を含む社会的弱者の状況を考慮して行う。	外務省 ○平成15年8月に政府開発援助大綱(ODA大綱)を改定し、その中で「ODA政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。我が国は相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、平成23年度より、主要な被援助国について我が国の援助政策を踏まえつつ、真に必要な援助需要を反映した重点が明確な国別援助方針を策定することとした。平成25年度は21カ国分の国別援助方針を策定した。これまでに、計100カ国分を策定済。 ○また平成17年2月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及しており、この方針の下で開発協力を推進した。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	10-(2)-2	開発途上国において障害分野における活動に携わる組織・人材の能力向上を図るため、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた研修員の受入れや専門家の派遣等の協力を行う。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて、障害分野における活動を行う国内外のNGO等に対する支援を行う。	外務省 ○研修コース ・集団研修（平成25年度） 障害者の雇用促進とディセント・ワークの実現A：9か国、12名 障害者の雇用促進とディセント・ワークの実現B：1か国、8名 障害者リーダーシップ育成とネットワーキング：7か国、7名 地域活動としての知的障害者支援：10か国、11名 地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント（A）：1か国、5名 地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント（B）：11か国、16名 ・個別研修（平成25年度） 日系研修員受入れ：3か国、4名 災害看護・リハビリテーション：1か国、8名 世界ポリオ根絶のための実験室診断技術：10か国、16名 中米・カリブ地域 障害者自立生活：8か国、8名 ヨルダン 地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント（A）：4名 中央アジア地域 障害者のメインストリーミング及びエンパワメント促進：4か国、7名 アフリカ地域 アフリカ障害者地域メインストリーミング研修：7か国、11名 リビア リハビリテーション技術（A）：9名 リビア リハビリテーション技術（B）：3名 リビア リハビリテーション技術（義肢製作技術）：4名

Ⅲ 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成25年度推進状況
		<p>○技術協力プロジェクト 平成25年度派遣専門家 合計17名(長期専門家9名、短期専門家8名)</p> <p>マレーシア 障害者の社会参加支援サービスプロジェクトフェーズ2 長期専門家派遣：2名、短期専門家派遣：2名、研修員受入：6名</p> <p>ルワンダ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト 長期専門家派遣：2名、短期専門家派遣：1名、研修員受入：5名</p> <p>ミャンマー 社会福祉行政官育成プロジェクト フェーズ2 長期専門家派遣：1名、短期専門家派遣：5名、研修員受入：22名</p> <p>ミャンマー リハビリテーション強化 長期専門家派遣：2名</p> <p>アフガニスタン 教師教育における特別支援教育強化プロジェクト フェーズ2 研修員受入：4名</p> <p>ベトナム 南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト 長期専門家派遣：1名、機材供与：180.4万円</p> <p>ポリビア 特別支援教育教員養成プロジェクト 長期専門家派遣：1名</p> <p>○第三国研修 平成25年度派遣専門家（在外研修講師） 合計1名</p> <p>チリ 身体障害者リハビリテーション・自立支援における人材育成プロジェクト 専門家（在外研修講師）派遣：1名</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
			<p>○個別専門家派遣 平成25年度派遣専門家 合計6名</p> <p>ウズベキスタン 障害者支援：1名 ヨルダン 障害者問題アドバイザー：1名 ヨルダン 障害者問題アドバイザー：1名 ヨルダン 障害者のアクセシビリティ改善のためのアドバイザー：1名 パキスタン 障害者社会参加促進アドバイザー：1名 南アフリカ 障害主流化促進アドバイザー：1名</p> <p>○青年海外協力隊（養護、理学療法士、作業療法士等）：71人</p> <p>○シニア海外ボランティア派遣（養護、理学療法士、作業療法士等）：15人</p> <p>○抛出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。 草の根・人間の安全保障無償資金協力：49件、約3.8億円 ・途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して、「日本NGO支援無償資金協力」に基づく支援を実施。 日本NGO連携無償資金協力：7件、約1.1億円 JICA草の根技術協力事業：12件、約1.2億円
10-(2)-3	障害分野における国際協力の実施に当たっては、支援の提供と受入れの両面における障害者の参画を得るように努める。	外務省	<p>○政策や計画の策定過程においては、障害者のニーズをもっとも理解している障害者自身が意思決定や実施に加わることが重要であり、障害者が中心となって様々な意思決定や事業の実施を担う当事者中心の取組みを推進している。例えば、ミャンマー「社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）プロジェクト」では、ミャンマーの障害分野の中でも特に支援が遅れているろう者の社会参加を目指し、行政官、ろう者、ろう学校教員が協力して標準手話を策定し、教材を開発して普及活動を行うとともに、ろう者自身を手話の指導を行う講師として育成した。また、本邦研修事業における障害者の受け入れに取り組みとともに、障害者の専門家、調査団員、ボランティアとしての派遣にも力を入れている。</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
(3) 国際的な情報発信等	10-(3)-1	我が国の障害者施策について、その特徴や先進性に留意しつつ、対外的な情報発信を推進する。	内閣府	○内閣府の英語版ホームページに、我が国の障害者施策に関する基本原則を定める障害者基本法、我が国の障害者の状況や障害者施策の取組等を取りまとめた障害者白書（毎年作成）の概要等の英語版を掲載。
			外務省	○我が国は平成25年7月の第6回障害者権利条約締約国会議において、オブザーバーとして出席し、我が国の障害者施策の推進状況等についてステートメントを行った。また、同年9月に国連で開催された「障害と開発に関するハイレベル会合」に外務大臣が出席し、国内施策の推進状況及び国際場裏における障害と開発に関する取組についてステートメントを行った。
	10-(3)-2	国際機関や外国政府等の障害者施策に関わる情報の収集及び提供に努める。	内閣府	○我が国が締結した障害者権利条約における「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」に関して、我が国における国内モニタリングの適切な実施に資するため、諸外国（イギリス・ドイツ・オーストラリア・韓国・アメリカ）における国内モニタリングの実施状況を把握することを目的として調査研究事業を実施し、実施報告書を内閣府のホームページに掲載。
(4) 障害者等の国際交流の推進	10-(4)-1	障害者団体等による国際交流や障害分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援するとともに、途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して支援を行う。	内閣府	○我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上とネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、障害者関連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。
			外務省	○途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して「日本NGO支援無償資金協力」を行い、障害者に対する就労・就学支援、中古車椅子の供与、心理社会的ケア事業等を実施。例えば、ラオスにて3カ年事業の最終年として実施中の障害者就労支援事業においては、障害者に職業訓練（車椅子及び福祉リハビリ機器の製造・修理・販売、美容、ベーカリー、IT印刷の職業訓練を実際のビジネスに近い仮想店舗で実施、場合によっては販売も行う）を行うことによって、障害者就労機会の向上に資する支援を実施。
	10-(4)-2	文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援する。	外務省	○2014年のソチ・パラリンピック大会に際し関係者の海外渡航便宜供与を行った。
			厚生労働省	○国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）での国際交流事業を実施。